

設計単価編に関する留意事項

1. はじめに

設計単価編は、千葉県県土整備部が発注する土木工事及び委託業務の予定価格の基礎となる積算価格の算出のために使用している主要な単価の一覧表です。

2. 公共工事設計労務単価について

公共事業の工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価は、毎年実施している公共事業労務費調査(千葉県が発注した工事も調査対象として調査に協力しています。)において建設労働者に支払われた賃金の実態を調査した結果を基に、農林水産省及び国土交通省の二省が財務省の承認を得て決定しています。これには所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は、一切含まれていませんのでご注意ください。

また、外注契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を**拘束するものではありません。**

2. 委託業務の積算に使用する技術者単価について

設計業務委託等技術者単価(以下、「技術者単価」という。)は、千葉県が発注する委託業務等の積算に使用している技術者単価です。

下記の点に留意してください。

(1)外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を**拘束するものではありません。**

(2)本単価の賃金には、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金や各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当は含まれておりません。

3. 設計単価の表記等について

設計単価は主に次の(1)(2)に基づき定めています。

(1)(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会から市販されている「月刊建設物価(Web建設物価を含む)及び季刊土木コスト情報」及び「月刊積算資料及び季刊土木施工単価」(以下、物価資料という。)に掲載されている価格

(2)(1)に掲載のない品目について千葉県県土整備部技術管理課等(他機関含む)が市場取引価格の実態調査を実施した結果

(1)については物価資料の該当する号数を表記しています。両方の物価資料に掲載がある場合は平均値、1方掲載の場合はその値を採用しております。(端数処理の詳細については設計単価編の本文をご覧ください。)

(2)については単価値を掲載しています。